

令和２年産 農産物生産費（個別経営）

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農産物の生産費の実態を明らかにし、農政（経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

ア 米生産費統計

米生産費統計調査は大正10年の米穀法の制定を契機として、大正11年から帝国農会により開始された。その後、農林省米穀局において昭和7年から米生産費調査が実施され、昭和8年米穀統制法の施行に伴って米価安定のための政府買入価格である「最低米価」の算定資料を得ることを目的として実施された。

その後、食糧管理局において調査を実施してきたが、昭和23年には農林省統計調査局（現農林水産省大臣官房統計部）に移管されて各種農産物の生産費調査と統一的に実施されることとなった。

統計調査局では、米生産費調査について昭和24年から調査体系及び調査方法の抜本的な改正と調査農家数を拡充し、また昭和35年からは生産者米価の算定に「生産費及び所得補償方式」が採用されたことに伴う調査規模の拡充を行うとともに、これを機に統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第100号（昭和35年4月1日付け行政管理庁告示第23号）に指定され、米生産費統計調査規則（昭和35年農林省令第13号）に基づき実施されることになった。

その後は昭和51年には家族労働の評価基準を、昭和61年には集計対象農家の下限基準を改定するなど、稲作をめぐる情勢の変化に対応するよう見直されてきた。さらに、平成2年から3年にかけて農産物生産費調査の見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成3年には農業及び農業経営の著しい変化に対応できるよう調査項目の一部改正を行った。

平成6年には、水稻作生産技術の平準化を踏まえて集計対象の改定を行うとともに、農業経営の実態把握に重点を置き、多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物繭生産費調査を統合し「農業経営統計調査」（指定統計第119号）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施されることとなった。米生産費統計については、平成7年から農業経営統計調査の下「米生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取扱い等の改定を行い、また平成10年から家族労働費について、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正が行われた。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に應えるため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行い、これに伴って米生産費についても、平成16年産から農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間の把握の取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

平成29年には、「組織法人経営体に関する経営分析調査」（事例調査）の中で、実施してきた組織法人経営を対象とする米の生産費調査を「農業経営統計調査」に統合した。これに伴い、個別経営を対象とする生産費調査は、農産物生産費（個別経営）と呼称した。

イ 麦類生産費統計

麦類の生産費調査は古くから帝国農会によって行われていたが、農林省では昭和7年に小麦増殖奨励5か年計画事業の一環として府県農務課を通じて麦類生産費調査を初めて実施した。

その後、昭和15年から農林省が帝国農会に「麦生産費調査」を委嘱して実施したが、昭和17年に米穀統制法に代わって食糧管理法が施行され、食糧管理局によって麦類（大麦、はだか麦、小麦）の生産費調査が実施されることとなった。そのため、農林省の帝国農会に対する委嘱調査は中止されたが、帝国農会では昭和17年から独自の立場で同じ方法による調査を継続実施した。昭和23年には食糧管理局の麦類生産費調査が統計調査局に移管され、併せて帝国農会の調査も各種農産物の生産費調査とともに農林省統計調査局に移管された。

統計調査局は昭和24年から調査方法等を理論的に整備統一し改正を加えた上、上記麦類について調査を実施した。その後、麦の政府買入価格算定の資料とするため、昭和28年から調査対象を全国に拡充して実施することとなった。

その後は昭和63年から平成元年にかけ小麦の調査対象を拡充するなど、麦作をめぐる情勢の変化に対応し見直しを加えながら調査を実施し、平成3年に米生産費統計調査と同様に農産物生産費調査の見直し検討を行い、調査項目の一部改正を行った。平成6年には、「農業経営統計調査」として農業経営統計調査規則に基づき実施されることとなり、麦類生産費についても、平成7年から新たな調査体系の下で「麦類生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取扱い等の改定を行い、また平成10年から家族労働費についてそれまでの男女別評価から男女同一評価に改正が行われた。

平成16年には、農業経営統計調査の再編・整備を行い、米生産費統計と同様に平成16年産から、農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、平成17年産から六条大麦、はだか麦及びビール大麦の生産費の廃止、小麦生産費については自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

平成22年には、農業者戸別所得補償制度の推進に必要な資料を整備するため、「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）を新設し、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産費について調査・把握（平成21年産は遡及して調査・把握）を行った。その後、「なたね、そば等生産費調査」が「農業経営統計調査」に統合されたことに伴い、平成24年産から、二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費は、「農業経営統計調査」として「農業経営統計調査規則」に基づき実施されることとなった。

平成29年には、「組織法人経営体に関する経営分析調査」（事例調査）の中で、実施してきた組織法人経営を対象とする小麦の生産費調査を「農業経営統計調査」に統合した。これに伴い、個別経営を対象とする生産費調査は、農産物生産費（個別経営）と呼称した。

ウ 原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、大豆、さとうきび、なたね及びそばの生産費統計

昭和8年に帝国農会の指導の下、経営改善資料として全国道府県農会において、「主要農作

物経済調査」として工芸農作物等を含めた生産費調査が開始された。

昭和12年には、かんしょ及びばれいしょがアルコールの原料として配給統制と価格公定されたのを契機に農林省農務局による生産費調査が開始されたが、昭和18年に後述の「主要農産物生産費調査」に統合された。

昭和14年には戦時経済の進行に伴い、物価上昇を抑制することを目的に「価格統制令」が公布され公定価格設定に生産費を基準とすることになり、翌15年から帝国農会において農林省委託の「主要農産物生産費調査」が開始され、昭和23年まで実施された。

なお、昭和23年に農林省統計調査局に移管されたが、調査は継続され集計を統計調査局で行い、昭和24年から統計調査局において調査機構の整備と各種の生産費の調査方式の併存から、これらを一元的に統合し「重要農産物生産費調査」として実施することとなった。昭和42年からこの名称を廃止し、「工芸農作物等の生産費調査」と呼称した。

その後、「農産物価格安定法」等の制定、政策上の要請の変化等により、調査項目、調査対象者数等に所要の変更を加え調査を実施してきた。更に、平成2年から3年にかけて農産物生産費調査の見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成3年には農業及び農業経営の著しい変化に対応できるよう調査項目の一部改正を行った。

平成6年には、農業経営の実態把握に重点を置き、農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物産生産費調査を統合し「農業経営統計調査」（指定統計第119号）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施されることとなった。いも・豆類、工芸農作物生産費については、平成7年から農業経営統計調査の下「いも・豆類、工芸農作物生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取扱い等の改正を行い、また、平成10年から家族労働費について、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正が行われた。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。これに伴って、いも・豆類、工芸農作物生産費統計についても、平成16年産から農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間の把握を取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

なお、価格安定対象作物以外の工芸農作物等（小豆、いんげん、らっかせい、こんにゃくいも及び茶）の生産費統計及び畳表の経営収支は、平成15年をもって調査を終了し、平成16年から「品目別経営統計」に移行し、調査・把握を行うこととなった。

平成22年には、農業者戸別所得補償制度の推進に必要な資料を整備するため、「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）を新設し、なたね及びそばの生産費について調査・把握（平成21年産は遡及して調査・把握）を行った。その後、「なたね、そば等生産費調査」が「農業経営統計調査」に統合されたことに伴い、平成24年産から、なたね及びそば生産費は「農業経営統計調査」として「農業経営統計調査規則」に基づき実施されることとなった。

平成29年には、「組織法人経営体に関する経営分析調査」（事例調査）の中で、実施してきた組織法人経営を対象とする大豆の生産費調査を「農業経営統計調査」に統合した。これに伴い、個別経営を対象とする生産費調査は、農産物生産費（個別経営）と呼称した。

(3) 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査（基幹統計である農業経営統計を作成する調査）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

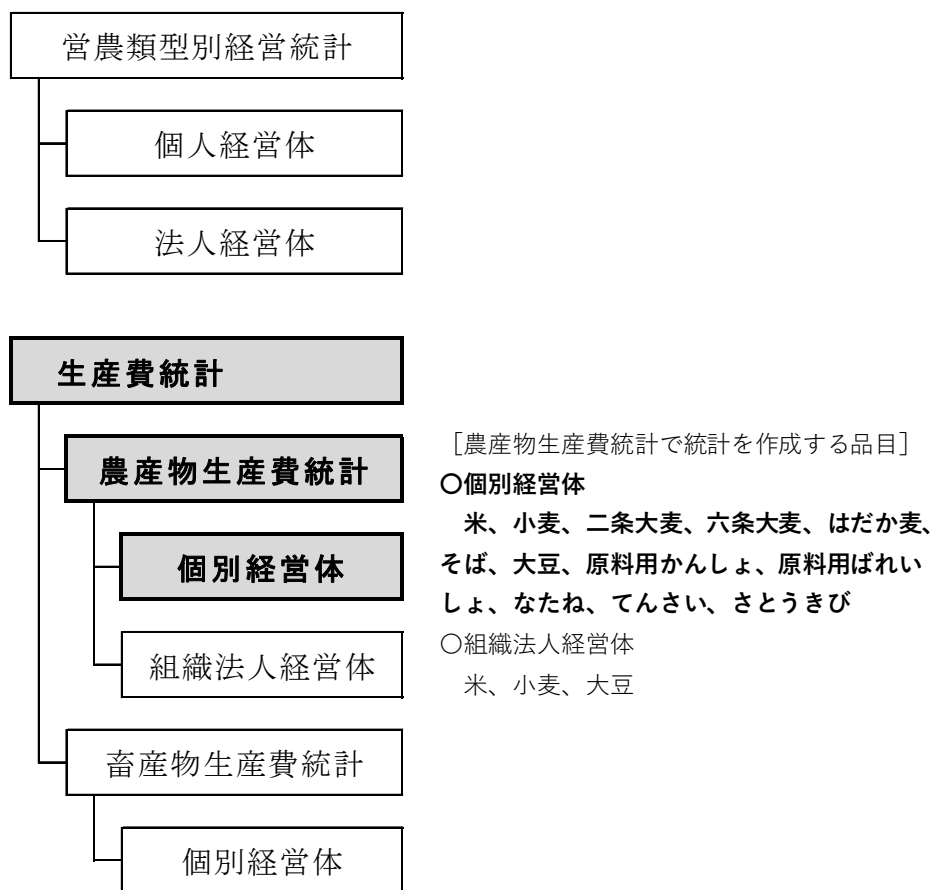
(4) 調査機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

(5) 調査の体系

農業経営統計調査は、営農類型別経営統計及び生産費統計の2つの体系から構成されており、それぞれ図のとおりである。

図 農業経営統計調査の体系図



注：網掛部分が本資料の収録範囲である。

(6) 本資料の収録範囲

本資料は、農業経営統計調査のうち農産物生産費統計（個別経営）について収録した。

(7) 調査対象と調査対象品目

本統計の調査対象は、農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体（法人格を有する経営体を含む。）であり、かつ、品目ごとに、次の条件に該当するものである。

また、調査対象品目に該当する生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間や、主産物と副産物の収穫量と価額等を対象に調査した。

		調査対象	調査対象品目
個別経営体	米 生 産 費	水稻を作付けし、玄米を600kg以上販売する経営体	食用に供する目的で栽培している水稻
	小 麦 生 産 費	小麦を10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培している小麦
	二 条 大 麦 生 産 費	二条大麦を10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培している二条大麦
	六 条 大 麦 生 産 費	六条大麦を10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培している六条大麦
	は だ か 麦 生 産 費	はだか麦を10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培しているはだか麦
	そ ば 生 産 費	そばを10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培しているそば
	大 豆 生 産 費	大豆を10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培している大豆（黒大豆を除く。）
	原料用かんしょ生産費	原料用かんしょを10 a 以上作付けし、販売する経営体	原料用とする目的で栽培しているかんしょ
	原料用ばれいしょ生産費	原料用ばれいしょを10 a 以上作付けし、販売する経営体	原料用とする目的で栽培しているばれいしょ
	な た ね 生 産 費	なたねを10 a 以上作付けし、販売する経営体	種実を生産する目的で栽培しているなたね
	て ん さ い 生 産 費	てんさいを10 a 以上作付けし、販売する経営体	てんさい
	さ と う き び 生 産 費	さとうきびを10 a 以上作付けし、販売する経営体	さとうきび

なお、農業経営体とは、次のいずれかに該当する事業を行うものをいう。

ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等といった物的指標）以上の農業

（農業経営体の外形基準）

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜作付面積	350 m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a

イ 調査対象経営体数（標本の大きさ）の算出

調査対象経営体数（標本の大きさ）については、全国の対象品目計算単位当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）を指標とした目標精度（標準誤差率）に基づき、それぞれ必要な調査対象経営体数を算出した。

各品目における計算単位数量、目標精度、調査対象経営体数（標本配分における追加数を含む）、抽出率は次のとおりである。

単位：経営体

区 分			計算単位数量	目標精度 (標準誤差率)	調査対象 経営体数	母 集 団 経営体数	抽出率
個 別 経 営 体	米	北 海 道	60kg	2.0	91	13,165	1/ 145
		都 府 県		2.0	719	858,666	1/1194
		小 計		—	810	871,831	1/1076
	小麦	北 海 道	60kg	3.0	110	13,286	1/ 121
		都 府 県		2.5	398	19,854	1/ 50
		小 計		—	508	33,140	1/ 65
	二 条 大 麦		50kg	5.0	69	6,436	1/ 93
	六 条 大 麦		50kg	5.0	45	1,643	1/ 37
	は だ か 麦		60kg	5.0	40	571	1/ 14
	そ ば		45kg	5.0	121	23,495	1/ 194
	大豆	北 海 道	60kg	4.0	73	6,610	1/ 91
		都 府 県		3.0	348	36,130	1/ 104
		小 計		—	421	42,740	1/ 102
	原 料 用 かんしょ		100kg	3.0	68	5,269	1/ 77
	原 料 用 ばれいしょ		100kg	2.0	75	2,337	1/ 31
	な た ね		60kg	7.0	53	574	1/ 11
	て ん さ い		1t	2.0	70	7,160	1/ 102
	さ と う き び		1t	3.0	110	15,031	1/ 137

ウ 標本配分

イで定めた調査対象経営体数を、それぞれ規模別に最適配分した。更に農業地域別に規模階層の母集団の大きさに応じて比例配分した。この際、

- ① 米生産費については、規模階層別の精度が4%を下回った階層について、精度が4%となるまで調査対象経営体を追加し、地域別の精度が4%を下回った地域について、精度が4%となるまで調査対象経営体を追加した。
- ② 小麦生産費については、主要地域（北海道、関東・東山及び九州）のうち、地域別の精度が3%を下回った地域について、精度が3%となるまで調査対象経営体を追加し、主要地域以外の地域のうち、調査対象経営体が30経営体を下回っている地域について、原則として調査対象経営体が30経営体となるまで調査対象経営体を追加した。
- ③ 大豆生産費については、主要地域（北海道、東北、北陸、関東・東山及び九州）のうち、地域別の精度が5%を下回った地域について、精度が5%となるまで調査対象経営体を追加し、主要地域以外の地域のうち、調査対象経営体が30経営体を下回っている地域について、原則として調査対象経営体が30経営体となるまで調査対象経営体を追加した。

この結果、原料用かんしょ生産費の調査対象経営体は全て鹿児島県、原料用ばれいしょ生産

費及びてんさい生産費の調査対象経営体は全て北海道、さとうきび生産費の調査対象経営体は全て鹿児島県又は沖縄県へ配分した。

また、小麦生産費及び大豆生産費については農業地域別に配分した調査対象経営体数を、センサス結果の農業経営体数を基に田作・畑作別に配分した。なお、田作経営体は、作付面積に占める田作面積の割合が50%以上の経営体、畑作経営体は、作付面積に占める畑作面積の割合が50%を上回る経営体とした。

エ 標本抽出

アで作成した対象品目販売経営体リストにおいて、対象作物作付面積の小さい経営体から順に並べた上でウで配分した当該規模階層の調査対象経営体数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為に抽出した。

(9) 調査の時期

ア 調査期間

調査期間は、麦類及びなたねの生産費は令和元年9月から令和2年8月まで、さとうきびの生産費は令和2年4月から令和3年3月まで、左記以外の生産費は、令和2年1月から令和2年12月までの1年間である。

イ 調査票の配布時期及び提出期限

調査票を調査期間より前に配布し、提出期限については調査期間終了月の翌々月とした。

(10) 調査事項

農産物生産費の調査事項は、調査対象品目の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間、品目別原単位量（調査作物を生産するのに要した肥料等生産資材の消費数量等の物量、ただし米のみで調査）、主産物、副産物の収穫量と価額、農業就業者数、経営耕地面積、作付実面積、投下資本額、農機具の所有台数等で、次のとおりである。

ア 経営の概況

イ 生産物の販売等の状況

ウ 調査対象農産物の生産に使用した資材等に関する事項

エ 物件税及び公課諸負担に関する事項

オ 土地改良及び水利費に関する事項

カ 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子に関する事項

キ 建物及び構築物（土地改良設備を含む。）の所有状況

ク 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況

ケ 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況

コ 農具の購入費等に関する事項

サ 土地の面積及び地代に関する事項

シ 労働に関する事項

(11) 調査方法

職員又は統計調査員が調査票を調査対象経営体に配布し、これに生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記入する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。調査票の回収（決算

書類等の提供を含む。)は、郵送、職員若しくは統計調査員による訪問又はオンラインの方法により行った(調査票様式については、巻末に示す。)

2 調査上の主な約束事項

(1) 農産物生産費の概念

農産物生産費統計において「生産費」とは、農産物の一定単位量の生産のために消費した経済費用の合計をいう。ここでいう費用の合計とは、具体的には、農産物の生産に要した材料(種苗、肥料、農業薬剤、光熱動力、その他の諸材料)、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費(雇用・家族(生産管理労働を含む。))、固定資産(建物、自動車、農機具、生産管理機器)の財貨及び用役の合計をいう。

各費目の具体的事例は、別表1を参照されたい。

(2) 主な約束事項

ア 生産費の種別(生産費統計においては、「生産費」を次の3種類に区分する。)

(ア) 「生産費(副産物価額差引)」

調査作物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの

(イ) 「支払利子・地代算入生産費」

「生産費(副産物価額差引)」に支払利子及び支払地代を加えたもの

(ウ) 「資本利子・地代全額算入生産費」

「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したもの

イ 物財費

調査作物を生産するために消費した流動財費(種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費等)と固定財(建物、自動車、農機具、生産管理機器の償却資産)の減価償却費の合計である。例えば、調査期間中に購入した流動財であっても、当年産の調査作物の生産に消費していないのであれば、計上の対象外となる。

なお、流動財費は、購入したものについてはその支払い額、自給したものについてはその評価額により算出した。

(ア) 自給物の評価

自給物の評価には、市価主義により評価計上した。

建物修繕、自動車修繕、農機具修繕、自動車補充及び農機具補充の自給については、その生産・修繕に用いた自給材料を生産費の該当費目に計上し、それに関わる労働時間は間接労働時間として労働費に評価計上した。

(イ) 償却資産の評価

建物、自動車、農機具及び生産管理機器のうち取得価額が10万円以上のものを償却資産として取り扱い、次により減価償却計算を行った。

$$1 \text{ か年の減価償却額} = (\text{取得価額} - 1 \text{ 円 (備忘価額)}) \times \text{耐用年数に応じた償却率}$$

償却計算の方法は「定額法」とするが、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均一に償却することとした。また、耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省

令」（昭和40年大蔵省令第15号）に準じ、税制改正をふまえた法定耐用年数によった。

なお、作目間の費用の配分（負担分）については、建物は使用延べ面積の割合、自動車、農機具及び生産管理機器は使用時間の割合によった。

また、償却資産の更新、廃棄等に伴う処分差損益は、調査作物の負担分を減価償却費に計上した（ただし、処分差益が減価償却費を上回った場合は、統計表上においては減価償却費を負数「△」として表章している。）。

ウ 労働費

調査作物の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計である。

(ア) 家族労働評価

調査作物の生産のために投下された家族労働については、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）（以下「毎月勤労統計」という。）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて計算したものである。

(イ) 労働時間

労働時間は、直接労働時間と間接労働時間に区分した。

直接労働時間とは、食事・休憩などの時間を除いた調査作物の生産に直接投下された労働時間（生産管理労働時間を含む。）であり、間接労働時間とは、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の調査作物の負担部分である。

なお、次に示すようなものは直接労働時間に含めた。

- a 庭先における農機具の調整及び取付け時間、宅地からほ場までの往復時間
- b 共同作業受け労働や「ゆい」、「手間替え受け」のような労働交換
- c 調査期間外の労働（例えば、秋の田起こしなど。）で、当該作物の作付けを目的とする投下労働時間
- d ごく小規模な災害復旧作業時間
- e 簡易な農道の改修作業時間

また、作業分類の具体的事例は、別表2を参照されたい。

エ 費用合計

調査作物を生産するために消費した物財費と労働費の合計である。

オ 副産物価額

副産物とは、主産物（生産費集計対象）の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物である。生産費においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を市価で評価（費用に相当すると考える。）し、費用合計から差し引くこととしている。

カ 資本額と資本利子

(ア) 資本額

a 流動資本

「種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、建物費のうち修繕費、自動車費、農機具費並びに生産管理費のうち修繕及び購入補充費」の合計に1/2（平均資本凍結期間6か月）を乗じたものを流動資本としている。

平均資本凍結期間を6か月としているのは、農作物の生産に当たって投下される個々の

資産は全て生産開始時点に投下されるものでなく、生産過程の中で必要に応じて投下されるものであり、流動資本については生産過程における資本投下がほぼ平均的であることから、資本投下から生産完了までの平均期間が全体では1 / 2 年間であるとみなしていることによる。

b 労賃資本

「家族労働費」と「雇用労働費」の合計に1 / 2（流動資本と同様の考えにより平均資本凍結期間を6 か月とした。）を乗じたものを労賃資本としている。

c 固定資本

「建物及び構築物、自動車、農機具、生産管理機器」の調査作物の負担部分現在価を固定資本としている。

負担部分現在価は、調査開始時現在価に調査作物の負担割合を乗じて算出した。

負担割合は、建物では調査期間中の総使用量（総使用面積×使用日数）から調査農産物の使用量（使用面積×使用日数）割合により、自動車及び農機具では調査期間中の総使用時間から調査農産物の使用時間割合により算出した。

(イ) 資本利子

a 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4 %を乗じて計算した。

なお、本利率は、統計法に基づく生産費調査開始時（昭和24年）の国債、郵便貯金の利子率を基礎に定めたものを踏襲している。

b 支払利子

調査期間内に支払った調査作物の負担部分の支払利子額を計上した。

キ 地代

(ア) 自作地地代

自作地地代については近傍類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料による。また、調査作物の作付地以外の土地で調査作物に利用される所有地（例えば、建物敷地など。）については、同様に類地賃借料によって計上した。

なお、転作田については、転作田の類地小作料により評価した。

(イ) 支払地代

支払地代は、実際の支払額による。調査作物の負担地代は、一筆ごとに調査期間中における作物別の粗収益又は調査作物の占有面積割合により負担率を算出し、これを支払地代総額に乘じて求めた。

3 調査結果の取りまとめと統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 生産費の計算期間と計算範囲

計算期間は、当該作物の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの期間とし、計算範囲はその間の総費用とした。例えば、米の秋田起しなど調査期間より前に要した労働時間であっても、計算の対象に該当する。

なお、流通段階の諸経費（販売費、包装費、搬出費等）は、計算の対象外である。

イ 集計対象（集計経営体）

(ア) 米生産費

調査対象経営体のうち脱落経営体（調査の途中で何らかの事由によって調査を中止した経営体）、収穫皆無の経営体、玄米販売量が600kg未満の経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量に対する調査年の10a当たり収量の増減収率が±20%以上であった経営体を除いた経営体を集計経営体とした。

また、調査対象経営体のうち脱落経営体、収穫皆無の経営体のみを除いた経営体を全調査対象経営体とし、参考として集計結果を示す。

(イ) 米以外の生産費

調査対象経営体のうち脱落経営体、調査対象品目を10a以上作付けしなかった経営体、収穫皆無の経営体、非販売経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70%以上であった経営体を除いた経営体を集計経営体とした。

なお、非販売経営体については、麦類、そば、なたねの生産費は、販売量が計算単位数量未満であった経営体、麦類、そば、なたね以外の生産費は、販売がなかった経営体を対象とした。

また、調査対象経営体のうち脱落経営体、調査対象品目を10a以上作付けしなかった経営体、収穫皆無の経営体のみを除いた経営体を全調査対象経営体とし、参考として集計結果を示す。

ウ 平均値の算出方法

平均値は、各集計経営体について取りまとめた個別の結果（様式は巻末の「個別結果表」に示すとおり。）を用いて、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに次のように算出した。

$$1 \text{ 経営体当たり平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

x_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の*X*項目の調査結果

w_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体のウェイト

n : 集計対象とする区分に属する集計経営体数

$$\text{計算単位当たり生産費} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i c_i}{\sum_{i=1}^n w_i v_i}$$

- c_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の生産費の調査結果
 v_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の計算単位の数量の調査結果
 w_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体のウェイト
 n : 集計対象とする区分に属する集計経営体数

また、ウェイトは、生産費ごとに次のとおり定めた。

(ア) 米生産費

水稻作付面積規模別及び都道府県別に、抽出時における調査対象経営体数（ただし、脱落経営体を除く）を 2015年農林業センサス結果から求めた経営体数で除した値の逆数（ただし、調査対象経営体の抽出がない都道府県・階層の経営体数を、標本抽出のある都道府県・階層の経営体数に配分して算出。以下同じ。）。

(イ) 小麦及び大豆の生産費

作付面積規模別、農業地域別及び田畑別に、当該年産における当該規模から抽出した調査対象経営体数を「経営所得安定対策加入申請者数」のうち、作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値（標本抽出率）の逆数。

(ウ) 原料用かんしょ生産費

作付面積規模別に、当該年産における当該規模の調査対象経営体数を、当該年産の「でん粉原料用かんしょの経営安定対策に係る対象でん粉原料用いも生産者要件申請者数（（独）農畜産業振興機構）」のうち、でん粉原料用かんしょの作付け（計画）のある個別経営体数で除した値（標本抽出率）の逆数。

(エ) さとうきび生産費

収穫面積規模別及び県別に、当該年産における当該規模の調査対象経営体数を、当該年産の「さとうきびの経営安定対策に係る対象甘味資源作物生産者要件審査申請者数（（独）農畜産業振興機構）」のうち、さとうきびの収穫（計画）のある個別経営体数で除した値（標本抽出率）の逆数。

(オ) 上記以外の生産費

作付面積規模別、農業地域別に、当該年産における当該規模から抽出した調査対象経営体数を「経営所得安定対策加入申請者数」のうち、当該規模の作付け（営農計画）のある個別経営体数で除した値（標本抽出率）の逆数。

エ 収益性指標（所得及び家族労働報酬）の計算

収益性指標は本来、農業経営全体の経営計算から求めるべき性格のものであるが、ここでは調査作物と他作物との収益性を比較する指標として該当作物部門についてのみ取りまとめているので、利用に当たっては十分留意されたい。

さとうきび及び原料用かんしょ生産費統計における「甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金」は、該当する主産物価額に含めて表章しているので留意されたい。また、なたねの主産物価額については、種実の販売価額が実在しない場合、搾油後のなたね油の価額を計上

しているので留意されたい。

経営所得安定対策等の交付金の取扱いについては、オを参照されたい。

(ア) 所得

生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

所得＝粗収益－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代）〕

ただし、生産費総額＝費用合計＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代

(イ) 1日当たり所得

所得を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

1日当たり所得＝所得÷家族労働時間×8（1日換算）

(ウ) 家族労働報酬

生産費総額から家族労働費を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

家族労働報酬＝粗収益－（生産費総額－家族労働費）

(エ) 1日当たり家族労働報酬

家族労働報酬を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

1日当たり家族労働報酬＝家族労働報酬÷家族労働時間×8（1日換算）

オ 収益性における経営所得安定対策等の交付金の取扱い等

(ア) 経営所得安定対策等の交付金の取扱い

a 米生産費

米生産費において、経営所得安定対策等の交付金は主産物価額に含まない。

ただし、経営所得安定対策等の交付金を主産物価額に加えた場合の収益性について、次のとおり参考表章した。

(a) 「経営所得安定対策等受取金」

経営所得安定対策等の交付金のうち、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成及び産地交付金）の受取合計額を計上したものである。

(b) 「経営所得安定対策等の交付金を加えた場合」

(a)で計上した「経営所得安定対策等受取金」を主産物価額に加えた場合の収益性を算出したものである。

b 麦類、大豆、てんさい、原料用ばれいしょ、なたね及びそばの生産費

麦類、大豆、てんさい、原料用ばれいしょ、なたね及びそばの生産費において、経営所得安定対策等の交付金は主産物価額に含まない。

ただし、経営所得安定対策等の交付金を主産物価額に加えた場合の収益性について、次のとおり参考表章した。

(a) 「経営所得安定対策等受取金」

経営所得安定対策等の交付金のうち、畑作物の直接支払交付金（数量払及び面積払）及び水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成及び産地交付金）の受取合計額を計上したものである。

(b) 「経営所得安定対策等の交付金を加えた場合」

(a)で計上した「経営所得安定対策等受取金」を主産物価額に加えた場合の収益性を算

出したものである。

(イ) 累年統計における主な奨励金等の参考表章について

累年統計表における主な奨励金の取扱いについては次のとおり参考表章した。

a (参考) 奨励金を加えた場合

(a) 米生産費統計

米の生産・販売に係わる奨励金のうち、主産物価額に含めていない銘柄米奨励金（昭和47～53年、把握は50年から）、もち米安定供給奨励金（昭和52～56年）、自主流通円滑奨励金（昭和54年）、良質米奨励金（昭和55年～平成元年）、自主流通対策費（平成2～7年）、他用途利用米安定供給対策費（平成5～7年）、制度別用途別需給均衡化特別対策事業のうち、生産者に対して支払われるもの（平成5～6年）、自主流通米計画流通対策費（平成8～9年）、農業者戸別所得補償制度の交付金（平成23～24年）及び経営所得安定対策等の交付金（平成25年～米の直接支払交付金（25年産から29年産）及び水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、二毛作助成（25年産から28年産）及び産地交付金（25年産は産地資金））を主産物価額に加えた場合の収益性等を算出したものである。

なお、流通促進奨励金（昭和47～57年）及び特別自主流通奨励金（昭和55年～平成元年）は主産物価額に含めているため、利用に当たっては留意されたい。

(b) 麦類生産費統計

麦類の生産・販売に係わる奨励金のうち、主産物価額に含めていない契約生産奨励金、良品質麦安定供給対策助成金（平成10～11年）、民間流通支援特別対策助成金（平成11～13年）、民間流通定着・品質向上支援等対策助成金（平成14～15年）、品質向上・生産性向上支援等対策助成金（平成16年）、品質向上支援対策（平成17年）、産地づくり対策のうち麦・大豆品質向上支援対策による助成額（平成17～18年）、農業者戸別所得補償制度の交付金（平成23～24年）及び経営所得安定対策等の交付金（平成25～畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、二毛作助成（25年産から28年産）及び産地交付金（25年産は産地資金））を主産物価額に加えた場合の収益性等を算出したものである。

なお、水田・畑作経営所得安定対策の生産条件不利補正対策に係る毎年の生産量・品質に基づく交付金（平成19～22年）は主産物価額に含めているため、利用に当たっては留意されたい。

b (参考) 経営安定対策等

米生産費統計における稲作経営安定対策（平成10～15年）、稲作経営所得基盤確保対策（平成16～18年）、担い手経営安定対策（平成16～18年）及び集荷円滑化対策（平成16～21年、表章は18年まで）に係る拠出金及び受取金の合計額を計上したものである。

カ 度数分布

階層別の各項目の推定値の度数分布を作成した。

推定値は階層別に集計経営体のウェイトに集計経営体の各項目の値（経営体数分布においては各集計経営体とも1とする。）を乗じた値を合計して算出した。

(2) 統計表の編成

調査対象品目ごとに次の統計表を編成する。なお、原単位量、原単位評価額は米生産費の全国・全国農業地域別表、全国作付規模別表のみで編成する。

区 分	表 章 地 域 の 範 囲			備 考
	全 国	北海道・都府県別	農業地域別	
農産物生産費統計				◎：規模階層別 ○：平均のみ ×：無
個別経営体				
米生産費	◎	◎	◎	その他、府県別平均値を表章
小麦生産費				
田畑計	◎	◎	○※	※ 関東・東山及び九州のみ
田畑別	◎	○	×	
二条大麦生産費	○	×	×	
六条大麦生産費	○	×	×	
はだか麦生産費	○	×	×	
そば生産費	◎	○	×	
大豆生産費				
田畑計	◎	◎	○※	※ 東北、北陸、関東・東山及び九州のみ
田畑別	◎	×	×	
原料用かんしょ生産費	○※	×	×	※ 鹿児島のみ
原料用ばれいしょ生産費	×	◎※	×	※ 北海道のみ
なたね生産費	○	○	×	
てんさい生産費	×	◎※	×	※ 北海道のみ
さとうきび生産費	◎	×	×	その他、鹿児島及び沖縄平均値を表章

(3) 統計表の表章

統計表章で用いた区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域区分

全国農業地域名	都道府県名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 作付規模別の区分

		規模区分 の指標	表章規模区分							
個 別 経 営 体	米 生 産 費	水稻作付面積	0.5ha 未満	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0	10.0ha 以上
			10.0～ 15.0	15.0ha 以上	15.0～ 20.0	20.0ha 以上	20.0～ 30.0	30.0ha 以上	30.0～ 50.0	50.0ha 以上
	小 麦 生 産 費	小麦作付面積	1.0ha 未満	1.0～3.0	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0	10.0ha 以上	10.0～ 15.0
			15.0ha 以上	15.0～ 20.0	20.0ha 以上					
	そ ば 生 産 費	そば作付面積	1.0ha 未満	1.0～3.0	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0	10.0ha 以上	
	大 豆 生 産 費	大豆作付面積	1.0ha 未満	1.0～3.0	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0	10.0ha 以上	
	原 料 用 ば れ い し ょ 生 産 費	原料用ばれい しょ作付面積	3.0ha 未満	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0	10.0ha 以上	10.0～ 15.0	15.0ha 以上
	てんさい生産費	てんさい作付 面積	3.0ha 未満	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0	10.0ha 以上	10.0～ 15.0	15.0ha 以上
			15.0～ 20.0	20.0ha 以上						
	さ と う き び 生 産 費	さとうきび作付 面積	0.5ha 未満	0.5～1.0	1.0ha以 上	1.0～3.0	3.0ha 以上	3.0～5.0	5.0ha 以上	5.0～ 10.0
			10.0ha 以上							

注：平均のみを表章する品目は表から除いている。

ウ 田作、畑作の区分（小麦、大豆の生産費統計のみ）

(ア) 田作

生産費調査対象経営体の対象品目の作付面積のうち、田の作付面積割合が50%以上のものの。

(イ) 畑作

生産費調査対象経営体の対象品目の作付面積のうち、畑の作付面積割合が50%以上のものの。

(ウ) 田畑計

田畑計は、田作及び畑作の合計（平均）である。

4 利用上の注意

(1) 米生産費統計における調査対象農家の下限基準の改定

米生産費統計における調査対象農家については、稲作をめぐる諸事情の変化に対応するため、昭和61年産において、従来の「玄米を1俵（60kg）以上販売した農家」という基準を「玄米を10俵（600kg）以上販売した農家」に改定した。

したがって、昭和61年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で昭和60年産以前のそれとは接続しないので利用に当たっては十分留意されたい。

(2) 農産物生産費調査の見直しに基づく調査項目の一部改正

農産物生産費調査は、農業・農山村・農業経営の著しい実態変化を的確に捉えたものとするた

め、平成2～3年にかけて見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ調査項目の一部改正を行った（農産物生産費調査については平成3年産から適用。）。

したがって、平成3年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で平成2年産以前のそれとは接続しないので、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、改正の内容は次のとおりである。

ア 家族労働の評価方法を、毎月勤労統計により算出した単価によって評価する方法に変更した。

イ 「生産管理労働時間」を家族労働時間に、「生産管理費」を物財費に新たに計上した。

ウ 土地改良に係る負担金の取扱いを変更し、米については、償還金の全てを計上（整地、表土扱いに係るものを除く。）することとし、米以外については、維持費、償還金（整地、表土扱いに係るものを除く。）のうち生産に必要な負担分を新たに計上した。

エ 減価償却費の計上方法を変更し、更新・廃棄等に伴う処分差損益（調査作物負担分）を新たに計上した。

オ 物件税及び公課諸負担のうち、調査作物の生産を維持・継続していく上で必要なものを新たに計上した。

カ 資本利子を支払利子と自己資本利子に、地代を支払地代と自作地地代に区分した。

キ 統計表章において、「第1次生産費」を「生産費（副産物価額差引）」に、「第2次生産費」を「資本利子・地代全額算入生産費」にそれぞれ置き換え、「生産費（副産物価額差引）」と「資本利子・地代全額算入生産費」の間に、新たに、実際に支払った利子・地代を加えた「支払利子・地代算入生産費」を新設した。

(3) 農業経営統計調査への移行に伴う調査項目の一部変更

平成6年7月、農業経営の実態把握に重点を置き、農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物・生産費調査を統合し、農業経営統計調査へと移行した。

このため、生産費においては農産物の生産に係る直接的な労働以外の労働（購入附帯労働及び建物・農機具等の修繕労働等）を間接労働として関係費目から分離し、「労働費」及び「労働時間」に含め計上することとした。

(4) 米生産費統計の調査対象経営体の改定

米生産費統計における調査対象経営体については、平成5年産までは、「脱落経営体」、「収穫皆無経営体」、「非販売経営体」を除き、さらに「災害経営体」（平年作に対する調査年の収量の減収が20%以上）を除いていたが、平成6年産から、平年作に対して20%以上の増収も異常な生産状況とみなし、合わせて対象から除外するよう改定した。

(5) 家族労働評価方法の一部改正

ア 平成10年産から従来の男女別評価を男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

イ 平成17年1月から、毎月勤労統計の表章産業が変更されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを「建設業」、「製造業」及び「運輸、通信業」から、「建設業」、「製造業」及び「運輸業」に改正した。

ウ 平成22年1月から、毎月勤労統計の表章産業が変更されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを「建設業」、「製造業」及び「運輸業」から、「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に改正した。

(6) 土地の表示単位

平成15年産から、これまで小数点1位まで表示していた「土地（1戸（経営体）当たり）」（単位：a）について整数表示とした。

(7) 自動車所有台数及び農機具所有台数の表示単位

昭和39年産から、これまで1戸当たりを単位として表示していた「自動車所有台数」及び「農機具所有台数」について10戸（経営体）当たりとした。

(8) 農業経営統計調査の体系整備（平成16年）に伴う調査項目の一部変更等

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に應えるため、農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴い、平成7年産から把握していた当該農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、さらに自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

(9) 税制改正における減価償却計算の見直し

ア 平成19年度税制改正における減価償却費計算の見直しに伴い、1か年の減価償却額は償却資産の取得時期により次のとおり算出した。なお、本方式による計算は平成30年産（麦類及びなたねの生産費は令和元年産）まで適用した。

(ア) 平成19年4月以降に取得した資産

1か年の減価償却額 = (取得価額 - 1円(備忘価額)) × 耐用年数に応じた償却率

(イ) 平成19年3月以前に取得した資産

a 平成20年1月時点で耐用年数が終了していない資産

1か年の減価償却額 = (取得価額 - 残存価額) × 耐用年数に応じた償却率

b 上記aにおいて耐用年数が終了した場合、耐用年数が終了した翌年調査期間から5年間

1か年の減価償却額 = (残存価額 - 1円(備忘価額)) ÷ 5年

c 平成19年12月時点で耐用年数が終了している資産の場合、20年1月以降開始する調査期間から5年間

1か年の減価償却額 = (残存価額 - 1円(備忘価額)) ÷ 5年

イ 平成20年度税制改正における減価償却費計算の見直し（資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し）を踏まえて算出した。

(10) 平成19年産以降の小麦及び大豆の生産構造の変化

平成19年産の水田・畑作経営所得安定対策の導入に伴い、都府県の小規模農家の多くが集落営農組織へ移行した。これに伴い全国の個別農家数に占める都府県の個別農家数の割合が低下し、北海道の個別農家数の割合が増加した。

平成19年産以降の小麦及び大豆の生産費結果は、これら経営形態の移行に伴う生産構造の変化を反映している。

(11) 東日本大震災の影響への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災については、その影響により、調査対象品目作付けができなかった東北地域の一部の調査経営体を除外して集計した。

(12) 組織法人経営を対象とした調査の実施

平成29年には、「組織法人経営体に関する経営分析調査」（事例調査）の中で、実施してきた組織法人経営を対象とする米、小麦及び大豆の生産費調査を「農業経営統計調査」に統合した。これに伴い、個別経営を対象とする生産費調査は、農産物生産費（個別経営）と呼称した。

(13) 原単位量、原単位評価額把握品目の縮小

平成29年産（麦類及びなたねは平成30年産）から、これまで把握・表章してきた、原単位量、原単位評価額の把握品目を米のみに縮小した。

(14) そば及びなたね生産費の調査対象の変更

そば生産費は平成29年産から、なたね生産費は平成30年産から、対象品目を5a以上作付し、販売する経営体を調査してきたものを、対象品目を10a以上作付し、販売する経営体を対象に調査するよう変更した。

(15) 調査票の変更に伴う、調査範囲、方式の変更

令和元年産（麦類及びなたねは令和2年産）から、これまで使用してきた現金出納帳・作業日誌、経営台帳に変えて、調査品目別の調査票を用いた調査に変更した。これに伴い、以下の変更を行った。

ア 自動車、農機具の台数は、従前、経営における所有台数であったが、調査対象品目の生産に使用した台数に変更した。

イ 自給肥料の評価は、従前、材料費と生産に要した労働時間から評価する費用価主義によっていたが、市価評価に変更した。

(16) 道府県別・作付規模別の調査結果について

米に係る道府県別や、作付規模別の調査結果においては、調査対象経営体数が少ない区分もあるので利用に当たっては十分留意されたい。

なお、すべての統計表には集計対象経営体数を示した。

(17) 集計対象経営体数、実績精度及び調査対象経営体数

令和2年産における調査対象品目別の集計対象経営体数、実績精度及び調査対象経営体数は、次のとおりである（全調査対象経営体数について参考掲載する。）。

なお、実績精度は、計算単位数量当たりの全算入生産費の標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）であり、推定式は以下に示す。

単位：経営体、%

			集計対象 経営体数	実績精度	調査対象 経営体数 (注1)	(参考) 全調査 対象経営体数 (注2)
個別 経営 体	米生産費	全 国	713	1.3	805	805
		北 海 道	85	2.3	90	—
		都 府 県	628	1.5	715	—
	小麦生産費	全 国	489	1.7	506	500
		北 海 道	108	2.7	109	—
		都 府 県	381	2.2	397	—
	二 条 大 麦 生 産 費		67	4.2	69	69
	六 条 大 麦 生 産 費		42	6.2	45	45
	は だ か 麦 生 産 費		39	6.1	39	39
	そ ば 生 産 費		102	5.0	121	121
	大豆生産費	全 国	367	2.6	413	403
		北 海 道	71	3.4	71	—
		都 府 県	296	2.9	342	—
	原 料 用 か ん し ょ 生 産 費		67	3.8	68	68
	原 料 用 ば れ い し ょ 生 産 費		75	2.4	75	75
	な た ね 生 産 費		37	7.3	51	45
	て ん さ い 生 産 費		70	2.1	70	70
	さ と う き び 生 産 費		106	3.2	110	108

注1： 選定の状況（調査脱落等）により、調査設計上の調査対象経営体数と、実際に調査を行った調査対象経営体数は異なる場合がある。

2： 全調査対象経営体数は、脱落や収穫皆無等により調査対象の基準を満たさないことから、その経営体を除いた経営体数である（12ページ「3（1）イ」参照。）。

○ 実績精度の推定式

N	: 母集団の農業経営体数
N _i	: i 番目の階層の農業経営体数
L	: 階層数
n _i	: i 番目の階層の標本数
x _{ij}	: i 番目の階層の j 番目の標本の x (生産費) の値
y _{ij}	: i 番目の階層の j 番目の標本の y (計算単位生産量) の値
$\bar{x}_i$	: i 番目の階層の x の 1 農業経営体当たり平均の推定値
$\bar{y}_i$	: i 番目の階層の y の 1 農業経営体当たり平均の推定値
$\bar{x}$	: x の 1 農業経営体当たり平均の推定値
$\bar{y}$	: y の 1 農業経営体当たり平均の推定値
S _{ix}	: i 番目の階層の x の標準偏差の推定値
S _{iy}	: i 番目の階層の y の標準偏差の推定値
S _{ixy}	: i 番目の階層の x と y の共分散の推定値
r	: 計算単位当たりの生産費の推定値
S	: r の標準誤差の推定値

とすると、

$$\bar{x} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^L N_i \bar{x}_i \quad \bar{y} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^L N_i \bar{y}_i \quad r = \frac{\bar{x}}{\bar{y}}$$

$$S^2 \doteq \left(\frac{\bar{x}}{\bar{y}} \right)^2 \cdot \sum_{i=1}^L \left(\frac{N_i}{N} \right)^2 \cdot \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{1}{n_i} \cdot \left(\frac{S_{ix}^2}{\bar{x}^2} + \frac{S_{iy}^2}{\bar{y}^2} - 2 \cdot \frac{S_{ixy}}{\bar{x} \bar{y}} \right)$$

$$\text{標準誤差率の推定値} = \frac{S}{r}$$

(18) 記号について

統計表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」、「0.0」、「0.00」: 単位に満たないもの (例: 0.4円 → 0円)

「—」: 事実のないもの

「…」: 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」: 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」: 負数又は減少したもの

(19) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象経営体数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(20) ホームページ掲載案内

本統計の累年データについては、農林水産省のホームページの統計情報に掲載している分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「農産物生産費統計」に掲載する。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_nousan/index.html#1 】

なお、公表した値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

(21) 転載について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、農業経営統計調査「令和2年産農産物生産費（個別経営）」（農林水産省）による旨を記載してください。

5 利活用事例

- (1) 「成長戦略」において設定された、コメの生産コスト削減に係る「成果目標」（K P I）の進捗の評価に利用。
- (2) 麦、大豆、原料用ばれいしょ、てんさい、そば及びなたねに係る諸外国との生産条件の格差による不利を補正するための交付金算定に利用（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律）。
- (3) 甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金算定に利用（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律）。
- (4) 「食料・農業・農村基本計画」と併せて策定された「農業経営の展望」に各品目の生産費等が基礎データとして利用。
- (5) 「食料・農業・農村基本計画」において作成される食料自給力指標の算定に各品目の計算単位当たり労働時間が利用。
- (6) 施策担当部局における各種施策の検討・検証に利用。

6 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 農産物生産費統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3631

（直通）03-6744-2040

F A X： 03-5511-8772

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】

別表 1 費目分類一覧表

費 目		費 目 の 内 容 例 示
種 苗 費		購入(運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。)及び自給の種子、苗、種いもなどの消費額
肥 料 費		次のような購入及び自給肥料の消費額 化学肥料(硫安、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等) 有機質肥料(たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭肥、肥料を主目的とする稲わら等)
農 業 薬 剤 費		次のような農業薬剤の消費額 殺菌剤、殺虫剤、殺虫殺菌剤、除草剤、その他の農業薬剤(殺そ剤、植物成長調整剤、展着剤等)
光 熱 動 力 費		次のような光熱動力関係の消費額 重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、モビール油、グリス、木炭、石炭、まき、電気料金、水道料金等
その他の諸材料費		次のような諸材料の消費額 苗床材料(稲わら、麦わら、竹くい、落葉、ペーパーポット等)、 被覆用材料(ポリエチレン、ビニール、油紙、かんれいしゃ、むしろ等)、 栽培用材料(縄、杭、釘、針金、竹(償却を必要としない支柱類含む。))、 その他諸材料(主目的が肥料以外の稲わら、麦わら、青草、干草、落葉等)
土地改良及び水利費		土地改良区費、水利組合費、井堰費、堰堤割、溜池割、水守料、貯水溜の改修費及び共同負担費、用水路及び排水路等の整備改修割、水害予防対策割費、揚排水ポンプ組合費等の負担額(土地造成分を除く。)
賃 借 料 及 び 料 金		[共同負担金]薬剤共同散布割金、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等 [賃 借 料]建物、農機具等の賃借料 [料 金]航空防除賃、賃耕料、田植料金、収穫請負わせ賃、運搬賃、脱穀賃、ライスセンター費、カントリーエレベーター費等
公 物 課 件 諸 税 負 及 担 び	物 件 税	固定資産税(土地を除く。)、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税(土地を除く。)
	公 課 諸 負 担	集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済組合賦課金、自動車損害賠償責任保険
建 物 費	建 物	住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の減価償却費及び修繕費、大工賃、左官賃、材料費等の修繕費
	構 築 物	次のような構築物の減価償却費及び修繕費 土地改良設備費〔個人施工のもの(数人の共同施工のものを含む。))〔(用水路、暗きょ排水設備、コンクリートけい畔、床締め、客土等) その他の構築物〔たい肥盤、温床わく、肥料溜、支柱類(償却を必要とする竹支柱、鉄パイプ支柱、鉄線支柱等)、斜降索道、農用井戸、稲架、作業道等〕
自 動 車 費		自動車類の減価償却費及び修繕費 農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等 なお、車検料、任意車両保険費用も含む。
農 機 具 費	大 農 具	大農具の減価償却費及び修繕費 原動機(モーター、ディーゼルエンジン等) 揚排水機具(ポンプ類等) 耕うん整地用機具(トラクター(乗用、歩行用)、ハロー類、プラウ類、カルチベーター類等) 施肥・は種用機具(水稻用直播機、ライムソー、肥料散布機、たい肥散布機、肥料混合機、田植機等) 防除用機具(噴霧機、ミスト機、スピードスプレーヤー、土壌消毒機等) 収穫調製用機具(刈取機類、コンバイン、堀取機、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等)
	小 農 具	大農具以外の農具類の購入費及び修繕費 すき類、くわ類、人力除草機、スコップ類、フォーク類、はさみ類、鎌類、肥料おけ、は種機類、ざる類、み、背負子類

費 目		費 目 の 内 容 例 示
生 産 管 理 費		集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、減価償却費
労 働 費	家 族	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)により算出した賃金単価により評価した家族労働費(ゆい、手間替え受け労働の評価額を含む。)
	雇 用	年雇、季節雇、臨時雇、手伝人、共同作業受け(ゆい、手間替えのような労働交換は除く。)の賃金(現金・現物及び賄い費を含む。) なお、住込みの年雇、共同作業受けの評価は家族労働費に準ずる。
利 資 子 本	支 払 利 子	支払利子額
	自己資本利子	自己資本額に年利率4%を乗じた計算利子額
地 代	支 払 地 代	実際に支払った調査作物作付地の小作料(物納の場合は時価評価額)、調査作物に使用された作付地以外の土地(建物敷地、作業場、乾燥場など)の賃借料及び小作料
	自作地地代	自作地見積地代(近傍類地の小作料又は賃借料により評価。)

別表２ 作業分類一覧表

(1) 米生産費

作 業 分 類		分 類 の 内 容
直 接 労 働	種 子 予 措	種もみの選種、浸種、消毒、催芽
	育 苗	床土作り、床作り、は種、施肥、かん水、換気などの育苗器による育苗作業 一切、畑苗代や低温折衷苗代などに伴う労働、苗代管理一切
	耕 起 整 地	荒起し、秋田起しの労働、本田の碎土、しろかき(荒しろを含む。)から本田かん水、整地までの労働(先にかん水をして行う耕うんから代かきまでの一貫作業を含む。)、あぜ塗り労働
	基 肥	肥料の運搬、施肥、秋落ちを防ぐための客土の搬入労働、水田裏作物の畝間に次期の稲作のためのたいきゅう肥の施肥労働
	直 ま き	直まき(乾田、湛水田の両方を含む。)のための耕うんからは種までの労働
	田 植	苗とり、苗運搬、田植、浮苗なおしの労働、補植
	追 肥	肥料の運搬、施肥、除草剤混入肥料の散布労働
	除 草	人力又は動力による中耕除草、除草剤の散布、ひえぬき、ひえ切り労働
	管 理	けい畔の草刈り、かん水、落水、落水溝堀り、水温上昇剤散布、けい畔の小修繕、災害による小規模の水田の復旧作業、構築物に含まれない農道の改修、作柄見回り ※集落共同によるかん排水作業のような水利賦役に含まれるものは除く。
	防 除	農薬散布による防除作業(除草剤の散布は含めない。)、かかし作り作業、すずめ追い、被害茎の抜き取り、塩抜き労働 ※共同防除のための打合せ会議の時間は含めない。
	刈 取 ・ 脱 穀	稲刈り(コンバインによる稲刈りから脱穀までの一貫作業及び刈取り後の稲わら処理労働を含む。)、稲の結束、運搬、稲架の組立て、稲掛け、稲架の取壊し、後片付け、稲の収納、脱穀、調製、もみ運搬、脱穀調製後いったん他の場所に収納する場合の収納、稲わらの処理労働
	乾 燥	乾燥作業、もみすり、もみ及び玄米の運搬、もみ殻の処理労働 ※調製と包装荷造りが同時に行われる場合には選別に要する労働を含め、包装荷造りの労働は除外する。
	生産管理労働	企画管理労働のうち、米の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席(打合せ等)、技術習得、簿記記帳
間 接 労 働		建物、自動車及び農機具の修繕に要した労働、購入資材等の調達のための労働、水利賦役

(2) 小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦生産費

作業分類		分類の内容
直 接 労 働	種子予措	選種、浸種、催芽、種子消毒
	耕起整地	耕起、整地、畝立て
	基肥	基肥の配合、運搬、施肥
	は種	種まき、覆土
	追肥	追肥の配合、運搬、施肥
	中耕除草	土入れ、土寄せ、除草
	麦踏み	麦踏み
	管理	かん排水、けい畔の草刈り、その他管理作業一切
	防除	農薬散布による防除作業(除草剤の散布は含めない。)
	刈取・脱穀	麦刈り、運搬、稲架作り(取壊しなどを含む。)、脱穀、麦かんの処理
	乾燥	乾燥、調製
	生産管理労働	企画管理労働のうち、調査該当麦の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席(打合せ等)、技術習得、簿記記帳
	間接労働	建物、自動車及び農機具の修繕に要した労働、購入資材等の調達のための労働、水利賦役

(3) 米、麦類以外の生産費

作業分類		分類の内容
直 接 労 働	育苗 (苗床)	種子の選種、消毒、土壌消毒、苗床作り、苗床施肥、苗床種まき、間引き(苗床内)、防除、除草、移植、その他苗床の管理作業一切
	耕起整地	耕起、砕土、整地、畝立て
	基肥	肥料の配合、運搬、施肥
	は種	直まき栽培では種(種子予措、選種、種子の消毒を含む。)、覆土 肥料と種子を混合するものは、ここに含む。
	株分け	さとうきびの苗の消毒、調苗、株の切断を含む
	定植	苗とり、植穴(溝)堀り、苗運搬、補植
	追肥	追肥の配合、運搬、施肥
	中耕除草	中耕、土寄せ、土入れ、除草、敷わら(除草を目的とした場合)、除草剤の散布、草刈り、下刈り
	管理	かん排水、けい畔草刈り、ばれいしょの花摘み、つるがえし、間引き
	防除	農薬散布(除草剤の散布は含めない。)、被害茎の抜き取り及び焼却、土壌消毒
	はく葉	さとうきびのはく葉
	刈取・脱穀	刈取り、脱穀、いものつる切り、堀取り、結束、てんさいのタッピング、収穫物の収納場所への運搬、荒選別
	乾燥	乾燥、調製
	生産管理労働	企画管理労働のうち、調査該当麦の生産を維持・継続する上で必要不可欠とみられる集会出席(打合せ等)、技術習得、簿記記帳
間接労働		建物、自動車及び農機具の修繕に要した労働、購入資材等の調達のための労働、水利賦役